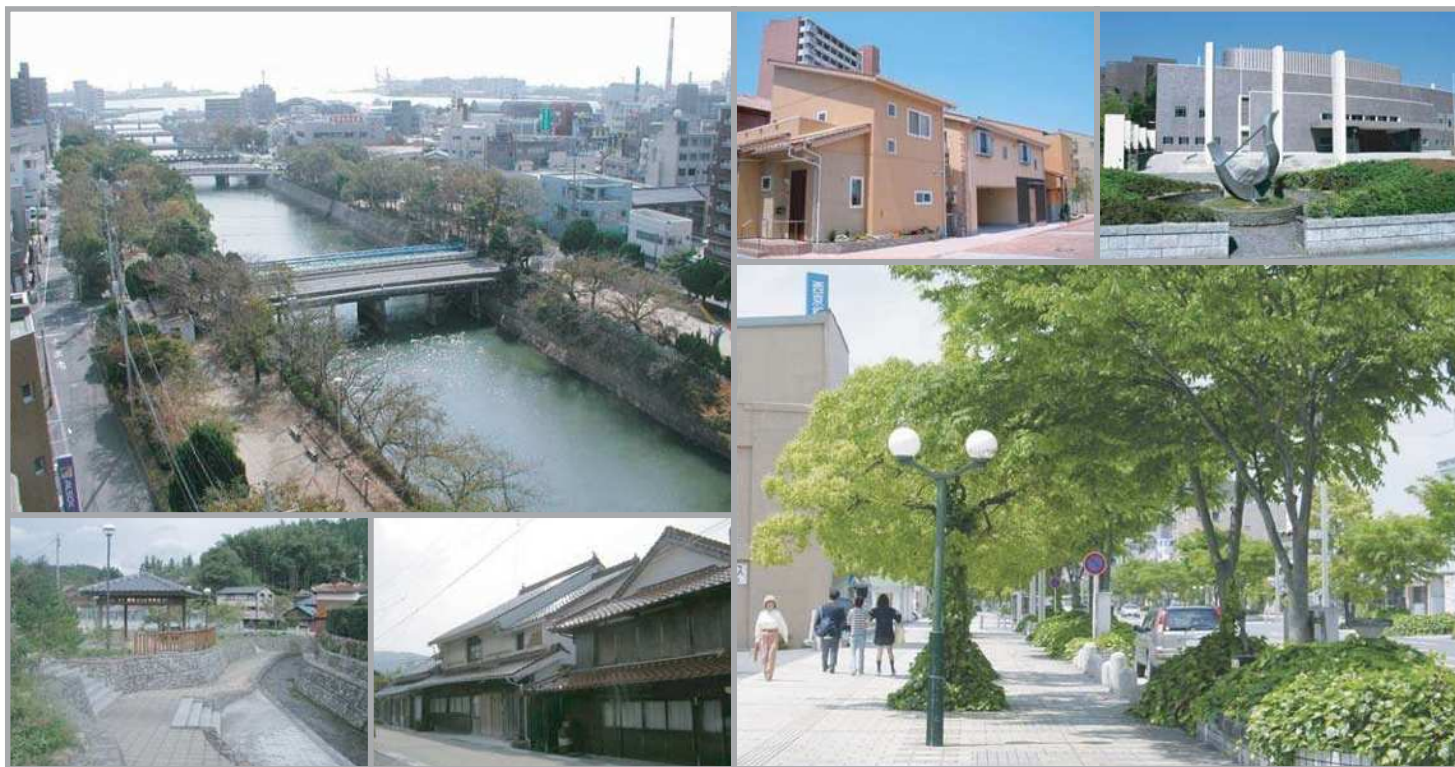


宇部市景観計画

概要版



宇部市における 景観形成のあり方

目的

宇部市は、平成16年12月17日の『景観法』の施行に伴い、平成17年4月1日より地域における景観行政を担う主体として景観行政団体となり、良好な景観の形成を図るための「宇部市景観計画」を策定することとしました。
この計画において、積極的に総合的景観施策を展開する区域を景観計画区域として定め、建築物の新築等の行為について届出義務を課し、景観に影響を及ぼす場合は勧告を行いながら規制誘導による景観形成を図ります。

自然的な景観



1. 山地・丘陵地の景観（荒滝山）2. 田園地域の景観（藤ヶ瀬の棚田）3. 河川・湖畔等の水辺の景観（小野湖）4. 希少な自然景観（キワ・ラ・ビーチ）



1. 中心市街地の景観（中心市街地に点在する彫刻）
2. 潤いや趣ある住宅地の景観（屋敷林が残る趣あるまちなみ（島地区））3. 漁業集落の景観4. 港湾地区の景観5. 工業地の景観6. 農業集落の景観



個性ある地域景観



宇部の景観の特性

歴史・文化的な景観



1. 史跡等の景観（岡崎八幡宮とクスノキ）2. 歴史的なまちの景観（船木の古いまちなみ）3. 近代建築物の景観（渡辺翁記念館）4. 土木建造物等の景観（古い親柱や欄干が印象的な寿橋）



骨格となる公共施設の景観

1. 道路の景観（常盤通り（国道190号））
2. 道路の景観（道路内の彫刻）
3. 河川の景観（真綿川）

基本理念

1. 培われた緑・花・彫刻運動を継承・育成する
2. 北部自然緑地、周防灘などの優れた自然景観を守り育てる
3. 常盤湖、小野湖、真綿川、厚東川等の水辺空間を保全・活用する
4. 数少ない歴史、文化的資産を守り育てる
5. 地方中核都市にふさわしい中心市街地景観をつくる
6. 活気ある産業都市としての景観をつくる

取り組み

① 中心部の景観形成

身近な景観の形成や地域環境の保全に対する取り組みは、一部の地区で地区計画等が適用されている例もありますが、特に積極的な対策が図られていません。

そのような中、中心部では市街地更新が急速に進み、これまでのまちの景観が変わってきています。地域の景観資源を生かしつつ、魅力ある中心部とするために、景観形成に関する一定の面的なコントロールが必要と考えます。

▶ 景観法に基づく景観計画の策定
による建築物等の景観誘導
(内容は、本冊子P 3以降を参照)

② 全市的な取り組み

取り組み1 市民とともに、宇部市の景観の魅力と課題を共有します

地域の持つ魅力や地域が抱える課題は、地域の景観を通して多くの人と共有できることが多く、景観づくりは地域づくりの糸口と言えます。今後は、市全域を対象とした景観計画の策定にむけ、まずは市民と行政が宇部の景観の持つ魅力と課題を共有していくことが重要であると考えます。

取り組み2 市民の景観への関心・意識向上のための啓発活動を実施します

地域づくりの担い手は、市民一人ひとりです。地域主体の取り組みを目指し、まずは地域の景観に関心を持っていただくため、地域と連携して勉強会を開催するなどの取り組みを展開し、宇部の景観への関心・意識向上につながる啓発活動を継続的に実施していくことが重要であると考えます。

取り組み3 多角的な視点での景観形成の取り組みを検討します

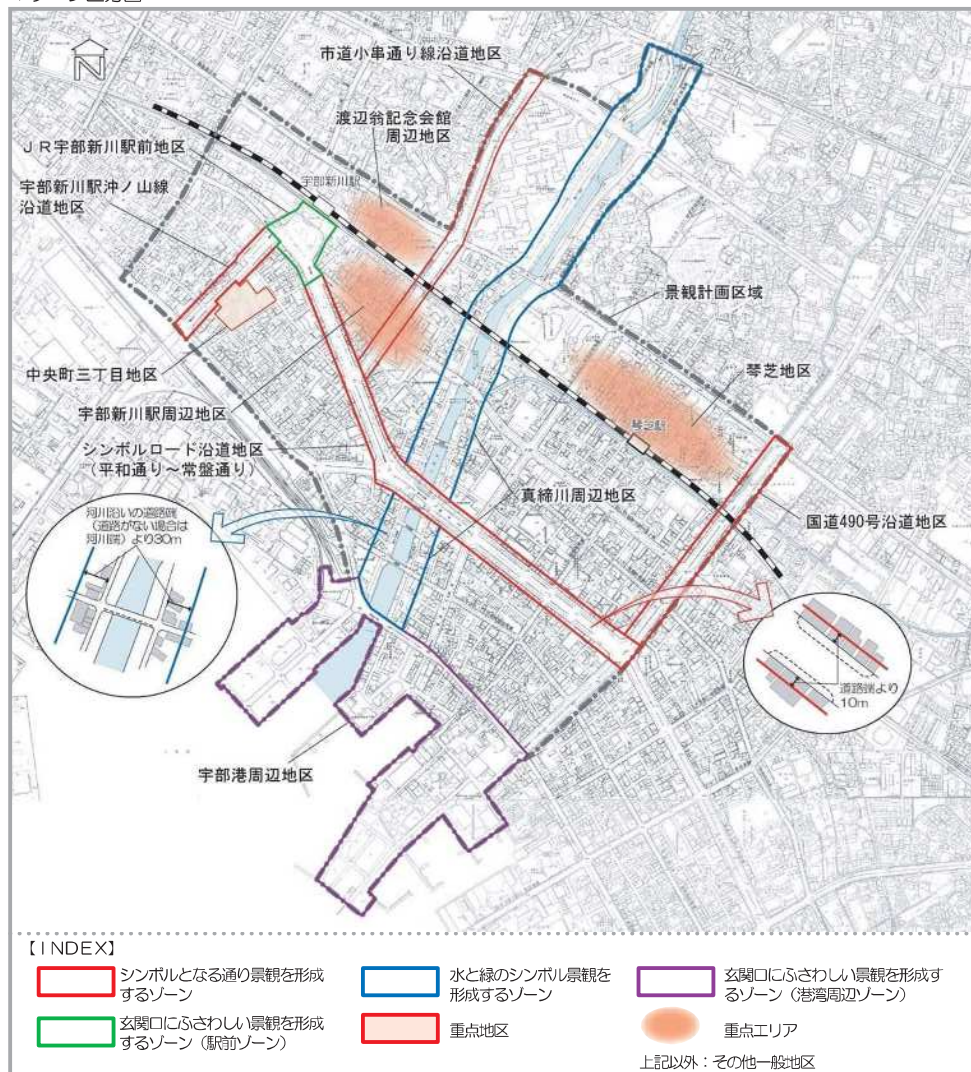
景観は多種多様なものから構成されており、多様な視点による検討が必要です。今後は、全市を対象に多角的視点で景観形成の方向性について検討し、都市計画や農漁振興、緑化計画や屋外広告物条例等と連携を図り、全市レベルでの良好な景観の実現に向けた取り組みを検討していくことが重要であると考えます。

中心市街地及び周辺区域景観計画 (景観法第8条に基づく景観計画)

区 域

宇部の顔である中心市街地の景観形成を図ること目的に、中心部の景観形成上重要な真締川沿いや、海からの景観に影響を与えられと考えられる港湾地区周辺までを含めた区域（約 233ha）を景観計画区域とし、一体的な景観形成を図ります。

▼ゾーン区分図



景観形成の目標：

**賑わいと潤いが調和し、
宇部の顔となる“緑の生活都心”景観の形成**

基本方針：

- ◆中心部の景観の骨格となるシンボル景観を形成します。
- ◆調和とまとまりある市街地の景観を形成します。
- ◆緑と花と彫刻による潤いのある市街地の景観を形成します。
- ◆地区の景観特性をふまえ、住民との協働による継続的なまちづくりを推進します。



色の基準のあらわし方 マンセル値とは・・・？

マンセル表色系は色相（Hue）、明度（Value）、彩度（Chroma）の属性に従ってひとつの色をあらわすカラーシステムのことです。日本工業規格（JIS）にも採用されている、色票による表色系として最も広く普及しています。

色 相

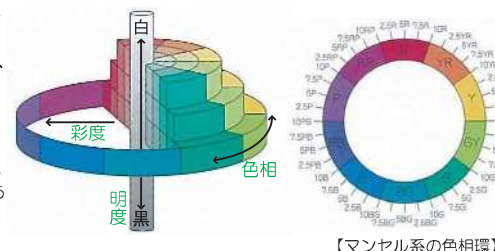
色あい（色み）のことを色相といいます。色相は赤（R）、黄（Y）、緑（G）、青（B）、紫（P）の基本5色とその中間色相（YR、YG、BG、BP、RP）の計10色相に区分します。各色相の頭文字と色の領域をあらわす0から10までの数字を組み合わせで用います。

明 度

明るさの度合いを明度といいます。最も暗い色である黒を0、最も明るい色である白を10と設定してあります。その間の明るさを知覚的に等間隔になるように10段階に分割し、それぞれの明るさの灰色が配置されています。無彩色の白、灰、黒はNに明度値を付けてあらわします。

彩 度

色のあざやかさ（さえ方）の度合いを彩度といいます。無彩色から色みが増すにしたがって知覚的に等間隔の差で並べてあります。無彩色を0とし、2、3と数値を増やして彩度数値を示します。彩度数値は色相によって異なります。



◎色の基準の表示例

7.5 R 4 / 1.5
色相 明度 彩度
(読み方：7.5アール4の1.5)

ゾーン別の景観形成方針と基準

シンボルゾーン

シンボルとなる通り景観を形成するゾーン

目標と基本方針

道路と建物が調和した風格ある通りの景観の形成を目指すとともに、商業地として歩いて楽しいまちなみの形成を目指します。

- 中心部のシンボルとなる通りとしての風格あるまちなみを形成します
- 歩道を歩く歩行者が楽しいと感じる賑わいと連続性のあるまちなみを形成します
- 道路内の街路樹や花壇等の植栽との調和を意識した緑豊かな景観を形成します

景観形成方針及び基準（建築物・工作物等）

● の項目は、勧告の対象となります

形態・意匠・色彩

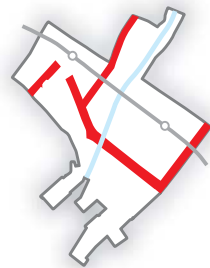
- 道路に面する低層部（1～3階）においては、歩行者に賑わいを感じさせる景観の創出につながる意匠の工夫や演出に努める。
 - 高層部は、連続した通り景観の印象を壊さないよう形態・意匠を工夫する。
 - 塔屋は、できる限り道路等の公共空間における歩行者の目線から見えないよう配置する。やむを得ない場合は建物の外壁等の意匠と一体的に考えるなど工夫を行う。また、屋上施設は目立たないよう配慮する。
 - 色彩は、建物全体としては落ち着いた色調を基調とし、周辺建物と調和を図るとともに、通りに面する低層部ではアクセントとなる色を効果的に使用するなど、変化や賑わいのある通り景観を形成するよう努める。
- ※1 長大で単調な壁面を避け、開口部を設けたり、ショーウィンドウを設置するなど
※2 Aは外壁等と屋根について、Bは外壁等について、マンセル基準値を参照

位置

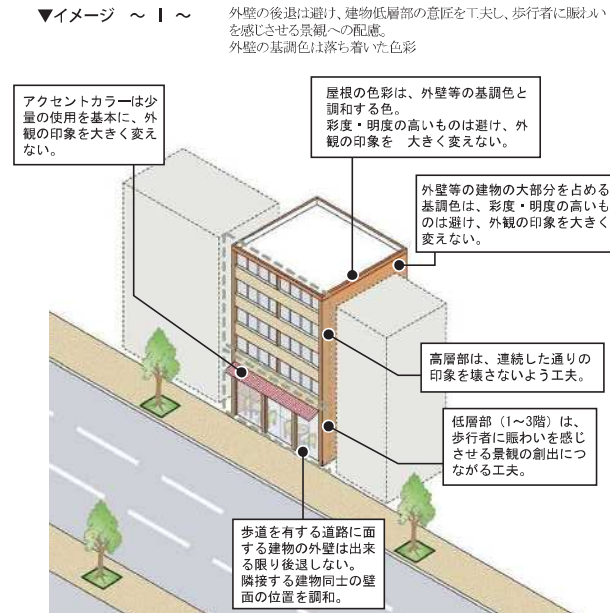
- 歩道を有する道路に面する建物の外壁はできる限り後退せず、隣接する建物同士の壁面の位置を調和させるように配慮し、連続性のあるまちなみの形成を行う。やむを得ず、建物壁面を後退する場合には、隣接する建物との連続性を感じさせるよう修景措置を行うか、憩いや休憩の空間となるような歩道と一体的な舗装の工夫をされた空地を効果的に配置するなどの修景措置を行う。

建築設備

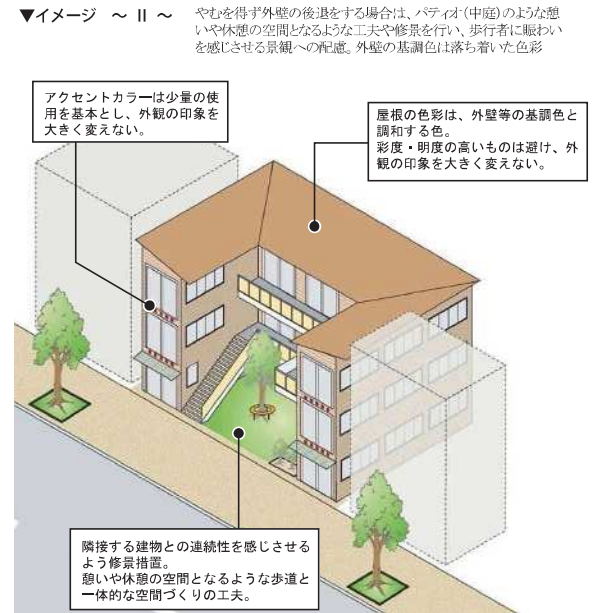
- 配管設備等は道路等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫することとし、やむを得ない場合には建物全体と調和するよう形態・意匠を工夫する。
- 高架水槽や冷却塔設備等はルーバー等で見えないよう修景措置を行ったり、公共空間から見えない位置に配置する。



▼イメージ ～ I ～



▼イメージ ～ II ～



色の基準（マンセル基準）

A シンボルロード（常盤通り及び平和通り）沿道地区 都市計画道路 宇部新川駅沖ノ山線沿道地区

- 外観の色彩のうち、外壁などの建物の大部分を占める部分の基調色は、下の表A-①とし、隣接する建物や周囲の建物の外観との調和を図る。
- アクセントカラーは少量の使用を基本に、外観の印象を大きく変えないように配慮する。
- 屋根の色彩は、外壁の基調色と調和する色で下の表A-②とし、外観の印象を大きく変えないように配慮する。

表A-① 外壁等の基調色

色名	彩度	明度
赤(R系)	2.5R/5R→4以下 7.5R/10R→6以下	2.5R/7.5R→5～7 5R/10R→5以上
黄赤(YR系)	6以下	2.5YR→5～7 上記以外→5以上
黄(Y系)	4以下	5以上
上記以外	1以下	7以上

表A-② 屋根の基調色

色名	彩度	明度
赤(R系) 黄赤(YR系) 黄(Y系)	6以下	5以下
上記以外	2以下	3以下

B 市道 小串通り線沿道地区 国道490号沿道地区

- 外観の色彩のうち、外壁などの建物の大部分を占める部分の基調色は、下の表B-①とする。
- アクセントカラーは少量の使用を基本に、外観の印象を大きく変えないように配慮する。
- 屋根の色彩は、外壁の基調色と調和する色とし、彩度・明度の高いものは避け、外観の印象を大きく変えないように配慮する。

表B-① 外壁等の基調色

色名	彩度	明度
赤(R系) 黄赤(YR系) 黄(Y系)	6以下	5以上
上記以外	2以下	7以上



ゾーン別の景観形成方針と基準

シンボルゾーン

水と緑のシンボル景観を形成するゾーン

目標と基本方針

真締川の水辺や川沿いの緑と調和し、水と緑と一体となった憩いの空間の創出につながる中心部のオアシスとなる景観の形成を目指します。

- 中心部のオアシス空間である真締川と調和し、水と緑と一体となった潤いある景観を形成します
- 川沿いの公園や水辺などのオープンスペースからの眺めにおいて、広い空を感じ、憩いと安らぎを感じられる景観を形成します

景観形成方針及び基準（建築物・工作物等）

● の項目は、勧告の対象となります

形態・意匠・色彩

- 高層部は真締川沿いの公共空間からの景観への影響が少ないよう、落ち着いた景観形成につながる形態・意匠の工夫を行う。
- 色彩は、建物全体として落ち着いた色を基調とし、公園や緑などの周辺環境と調和した景観を形成するよう配慮する。
- 真締川沿いの道路や公園に面する建物の低層部（1～3階）では、長大で無窓等による単調な壁面はできる限り避けるよう努め、玄関周りや窓辺などにおける花や緑を活用した潤いある景観への配慮を行うなど、河川や公園等の周囲と一体となったオアシスとなる空間の創出と景観の形成に努める。

※1 突出した印象を与える形態や意匠は避ける
※2 外壁等について、マンセル基準値を参照（風機等による基準は異なる）



位置

- 塀や生け垣、花壇等の植栽空間のある潤いあるまちなみを形成できるよう、道路境界と建物壁面の間にできる限り空間を確保する。

建築設備

- 配管設備等は道路等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫することとし、やむを得ない場合には建物全体と調和するよう形態・意匠を工夫する。
- 高架水槽や冷却塔設備等はルーパ等で見えないよう修景措置を行ったり、公共空間から見えない位置に配置する。

素材

- 外壁に使用する素材は、周辺景観に調和し、長期間に渡り良好な景観が維持できる素材を選択するよう配慮する。
- 光る素材は、真締川や川沿いの公園等の公共空間からの景観に影響しないよう、建物全体や高層部での使用は避け、低層部でも全面でも使用を避け、できる限り最小限の使用とし、落ち着いた景観を阻害しないよう配慮する。

※3 ガラス、パネル等

塀・垣

- 通りに緑豊かなまちなみを感じられるように、道路や公園等の公共空間に面して塀・垣を設置する場合には、生け垣もしくは、庭木が見える程度の高さの塀やフェンス等とする。
- 透視性のあるフェンスを設置する場合には、あわせて植栽をする等の緑化を行い、公共空間から建物の外壁が前面に目立たないように修景措置を行う。

その他

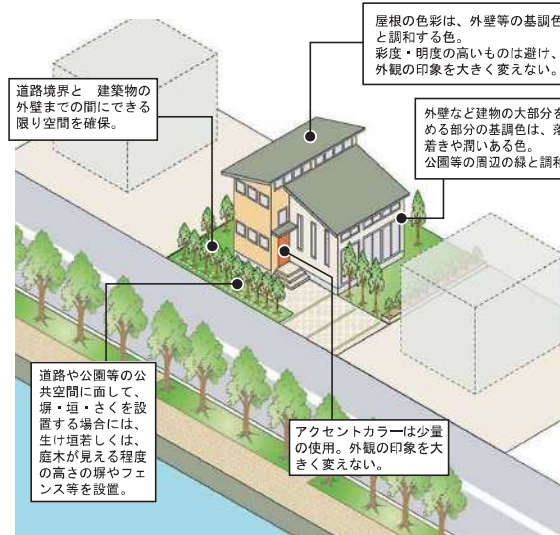
- 道路等に面して塀・垣・さくを設置しない場合には、中・高木等を植栽したり、フラワーボットを配置したり、緑化ブロックによる舗装を行うなど、緑豊かな潤いある景観形成につながる何らかの工夫を行い、周囲との調和を図る。
- 建物に付属する駐車場はできる限り公共空間から見えない場所に配置するよう努める。やむを得ない場合には、緑化による修景措置を行い、緑豊かな潤いある景観の形成への工夫を行う。
- 駐車場などの空地においては、道路からの見え方に配慮し、道路に面して設ける進入路を最小限とし、生け垣や緑化フェンスの設置や、敷地内での緑化ブロックの使用や樹木の植栽などによる緑の創出に努め、潤いある景観の形成への工夫を行う。

対象地区

真締川周辺地区

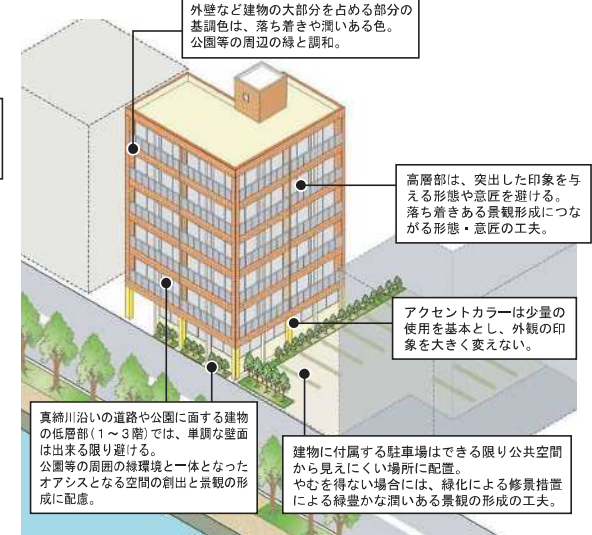
▼イメージ ～ I ～

外壁の基調色は落ち着いた色彩。敷地内において生け垣や植栽等による緑の創出に努め、真締川と一体となった潤いある景観に。



▼イメージ ～ II ～

建物高層部は、真締川沿いの公共空間からの景観へ影響が少ない落ち着いた形態・意匠とし、外壁の基調色は落ち着いた色彩で、敷地内での緑化等による潤いある景観に。



色の基準（マンセル基準表）

C 真締川周辺地区

- 外観の色彩のうち、外壁などの建物の大部分を占める部分の基調色は、大規模等 ※4 は下の表C-①、それ以外は表C-②とし、公園等の周囲の緑と調和した景観の形成を図る。
- アクセントカラーは低層部において少量の使用を基本とし、外観の印象を大きく変えないように配慮する。

表C-① 外壁等の基調色（大規模等）※4

色名	彩度	明度
赤(R系) 黄赤(YR系) 黄(Y系)	2以下	3～7.5
上記以外	1以下	4～7.5

※4 大規模等とは、大規模建築物・工作物および開発で、周囲の景観に対する影響が少なからず発生すると考えられる建築物等や開発を対象とし、対象は以下の通りです。

- 階数4以上または高さ15m以上の建築物および工作物、あるいは敷地面積1,000㎡以上の敷地内に建築される建築物および工作物
- 開発許可の対象である開発区域面積が1,000㎡以上の開発行為

表C-② 外壁等の基調色（上記以外）

色名	彩度	明度
赤(R系) 黄赤(YR系) 黄(Y系)	6以下	5以上
上記以外	2以下	7以上



ゾーン別の景観形成方針と基準

シンボルゾーン

玄関口にふさわしい景観を形成するゾーン（駅前ゾーン）

対象
地区

J R 宇都新川駅前地区

目標と基本方針

宇都市の玄関口として、風格あるまちの顔となる景観の形成を目指すとともに、ひと・もの・ことが交流する賑わいあるまちなみの創出を目指します。

- 玄関口とは、さまざまなひと・もの・ことが交流する場であり、賑わいを感じられる景観を形成します
- 鉄道駅は、まちの玄関口であり、訪れた人にとって第一印象を与える場であることから、顔にふさわしい風格ある景観を形成します

景観形成方針及び基準（建築物・工作物等）

● の項目は、勧告の対象となります

形態・意匠・色彩

- 駅前広場に面する建物においては、広場に面して開口部を設けたり、玄関口やテラスを設けるなど、建物の裏側を感じさせないように配慮するとともに、玄関口としてのもてなしの印象を与える形態・意匠の工夫を行う。
- 道路に面する低層部（1～3階）においては、歩行者に賑わいを感じさせる景観の創出につながる意匠の工夫や演出に努める。
- 塔屋は、できる限り道路等の公共空間における歩行者の目線から見えないよう配置する。やむを得ない場合は建物の外壁等の意匠と一体的に考えるなど工夫を行う。また、屋上施設は目立たないように配慮する。
- 色彩は、建物全体としては落ち着いた風格を感じさせる色を基調とし、周辺建物と調和を図るとともに、通りに面する低層部ではアクセントとなる色を効果的に使用するなど、変化や賑わいのある通り景観を形成するよう努める。

- *1 長大で単調な壁面を避け、開口部を設けたり、ショーウィンドウを設置するなど
- *2 外壁等と屋根について、マンセル基準値を参照

位置

- 一体的なまとまりある玄関口の景観を形成するため、歩道を有する道路に面する建物の外壁等は隣接する建物等との連続性に配慮し、無用に後退しないように努める。やむを得ず、建物壁面を後退する場合には、有効に活用できる程度の空間を確保し、交流や憩いの場につながるような景観形成の工夫を行う。

- *3 ベンチを配置したり、オープンカフェ等を使用するなど憩いや賑わいの景観の創出に寄与する

建築設備

- ・ 配管設備等は道路等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫することとし、やむを得ない場合には建物全体と調和するよう形態・意匠を工夫する。
- ・ 高架水槽や冷却塔設備等はルーバー等で見えないよう修景措置を行ったり、公共空間から見えない位置に配置する。

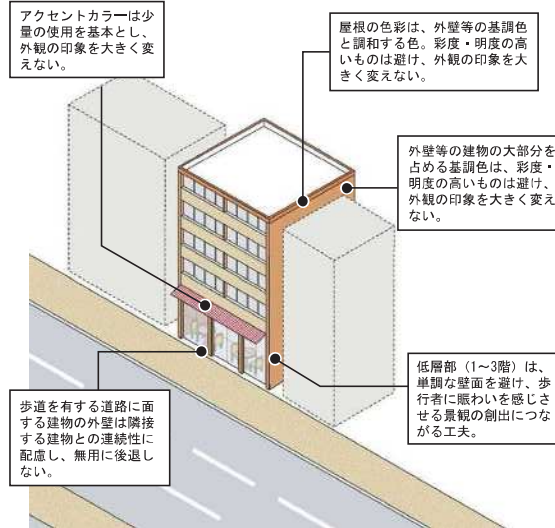
素材

- 外壁に使用する素材は、周辺景観に調和し、長期間に渡り良好な景観が維持できる素材を選択するよう配慮する。

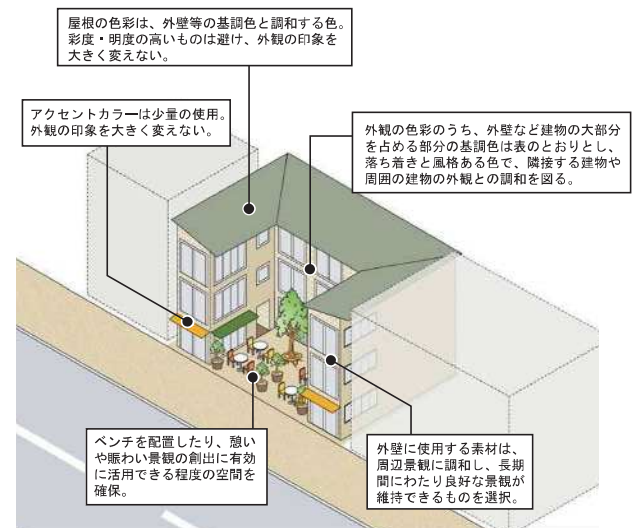
その他

- ・ 建物に付属する駐車場はできる限り公共空間から見えにくい場所に配置するよう努める。やむを得ない場合には、緑化などを行い、閑散とした印象を和らげ、潤いある景観の形成への工夫を行う。
- ・ 駐車場などの空地においては、道路からの見え方に配慮し、道路に面して設ける進入路を最小限とし、生け垣や緑化フェンスの設置や、敷地内での緑化ブロックの使用や樹木の植栽などによる緑の創出に努め、潤いある景観の形成への工夫を行う。
- ・ 建物に付随する施設等については、公共空間から見えない位置に配置するか、またはルーバー等で見えないよう修景措置を行う。

▼イメージ ～ I ～



▼イメージ ～ II ～



色の基準（マンセル基準表）

D J R 宇都新川駅前地区

- ・ 外観の色彩のうち、外壁などの建物の大部分を占める部分の基調色は、下の表D-①とし、隣接する建物や周囲の建物の外観との調和を図る。
- ・ アクセントカラーは少量の使用を基本に、外観の印象を大きく変えないように配慮する。
- ・ 屋根の色彩は、外壁の基調色と調和する色で下の表D-②とし、外観の印象を大きく変えないように配慮する。

表D-① 外壁等の基調色

色名	彩度	明度
赤(R系)	2.5R/5R→4以下 7.5R/10R→6以下	2.5R/7.5R→5～7 5R/10R→5以上
黄赤(YR系)	6以下	2.5YR→5～7 上記以外→5以上
黄(Y系)	4以下	5以上
上記以外	1以下	7以上

表D-② 屋根の基調色

色名	彩度	明度
赤(R系) 黄赤(YR系) 黄(Y系)	6以下	5以下
上記以外	2以下	3以下



ゾーン別の景観形成方針と基準

シンボルゾーン

玄関口にふさわしい景観を形成するゾーン（港湾周辺ゾーン）

対象
地区 宇部港周辺地区

目標と基本方針

宇部市の玄関口として、風格あるまちの顔となる景観の形成を目指すとともに、ひと・もの・ことが交流する賑わいあるまちなみの創出を目指します。

- 玄関口とは、さまざまなひと・もの・ことが交流する場であり、賑わいを感じられる景観を形成します
- 港湾周辺は、海からの玄関口であり、訪れた人にとって第一印象を与える場であることから、顔にふさわしい風格ある景観を形成します
- 港湾周辺は、臨海部である特性を活かし、海辺の玄関口や人や物流の拠点であることの特性を活かした景観を形成します

景観形成方針及び基準（建築物・工作物等）

- の項目は、勧告の対象となります

形態・意匠・色彩

- 色彩は、全体として臨海部の工場や倉庫群等による暗い印象の軽減を図るとともに、明るく広がりある色彩を基調とし、海と調和した景観の形成につながるよう工夫を行う。
- 塔屋は、できる限り道路等の公共空間における歩行者の目線から見えにくいよう配置する。やむを得ない場合は建物の外壁等の意匠と一体的に考えるなど工夫を行う。また、屋上施設は目立たないよう配慮する。
- 道路に面する低層部（1～3階）においては、歩行者に賑わいを感じさせる景観の創出につながる意匠の工夫や演出に努める。

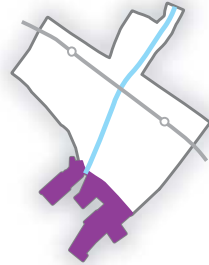
*1 外壁等について、マンセル基準値を参照（住居系建物は除く）

建築設備

- 配管設備等は道路等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫することとし、やむを得ない場合には建物全体と調和するよう形態・意匠を工夫する。
- 高架水槽や冷却塔設備等はルーバー等で見えないよう修景措置を行ったり、公共空間から見えにくい位置に配置する。

素材

- 外壁に使用する素材は、周辺景観に調和し、長期間に渡り良好な景観が維持できる素材を選択するよう配慮する。



その他

- 建物に付属する駐車場はできる限り公共空間から見えにくい場所に配置するよう努める。やむを得ない場合には、緑化などを行い、閑散とした印象を和らげ、潤いある景観の形成への工夫を行う。
- 駐車場などの空地においては、道路からの見え方に配慮し、生け垣や緑化フェンスの設置や、敷地内での緑化ブロックの使用や樹木の植栽などによる緑の創出に努め、潤いある景観の形成への工夫を行う。

色の基準（マンセル基準表）

E 宇部港周辺地区

- 外観の色彩のうち、外壁などの建物の大部分を占める部分の基調色は、下の表E-①とし、臨海部の工場や倉庫群等による暗い印象の軽減を図る。
- アクセントカラーは少量の使用を基本に、外観の印象を大きく変えないように配慮するとともに、海からの見え方や明るい印象を与えるよう、彩度・明度ともに低いものを選択する。

表E-① 外観等の基調色（住居系建物は除く）

色名	彩度	明度
赤(R系) 黄赤(YR系) 黄(Y系)	2以下	8以上
上記以外	1以下	8以上

一般ゾーン

重点地区

対象
地区

中央町三丁目地区

目標と基本方針

効率的な土地利用により、良好な居住環境と賑わいの創出を図ります。

- 道路等の都市基盤整備と合わせて、共同化あるいは協調化等による建物更新を一体的に行います

景観形成方針及び基準（建築物・工作物等）

- の項目は、勧告の対象となります

形態・意匠・色彩

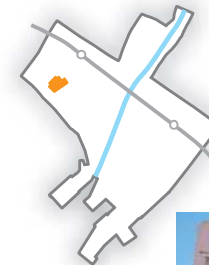
- 屋根は、調和のとれた美しい屋根並みを作り出すため、屋根材は同一の瓦製品を使用し、形状は3.5寸勾配の北下がり片流れで、できるだけシンプルな意匠とする。
- 外壁は、コンクリート下地以外の場合は左官仕上げを基調とし、主な材料は珪藻土を共通に使用する。
- 外壁の色彩は、土系（アースカラー）を基調とする。

位置

- 隣り合う建物同士は中途半端な空地を作らず、建物前後に有効な空地を確保する。
- 商店街に面する部分は規模に合わせて、敷地境界から建物の外壁またはそれに代わる柱（以下、建物の外壁等）までの距離は約2.0m後退させる。
- 協調して裏路地を作る場合には、隣地境界から建物の外壁等までの距離は1.0m以上後退させる。
- 歩行者専用道路沿いでは、道路境界から建物の外壁等を0.5m以上後退させる。

その他

- 商店街や歩行者専用道路に面する部分に空地等を設ける場合には、街路と同じレンガ（または自然石）による舗装を行う。裏路地に面する場合には、インターロッキング等による舗装を行う。



▼イメージ ～ | ～

非住居系施設の外壁の基調色は明るく広がりある色彩を基調とし、工場や倉庫群等による暗い印象の軽減を図る。駐車場では緑化ブロックや樹木による潤いある景観に。

塔屋はできる限り道路等の公共空間における歩行者の目線から見えにくいよう配置。屋上施設については、目立たないよう配慮。必要に応じて見えにくいよう配置を行う。

建物の外観の色彩は、臨海部の工場や倉庫群等による暗い印象を軽減。明るく広がりある色彩を基調色に。（住居系建物は除く）

アクセントカラーは少量の使用。外観の印象を大きく変えない。

駐車場はできる限り公共空間から見えにくい場所に配置。やむを得ない場合には、閑散とした印象を和らげ、潤いある景観の形成への工夫。

ゾーン別の景観形成方針と基準

一般ゾーン その他一般地区

目標と基本方針

宇部市の中心部として、賑わいと潤いが調和するまとまりある市街地景観の形成を目指すとともに、地区の個性を育みながら官民協働による景観形成を目指します。

- 商店街等では、賑わいと活力を感じられる市街地景観の形成を目指すとともに、住宅と混在している特性を踏まえ、市の中心部にふさわしい潤いとまとまりある景観を形成します
- 住宅を中心とする地区では、住みよい住環境を保全・形成するとともに、個々の地区における個性を活かした地域景観を保全・形成します
- 道路や公園等の公共施設のみならず、個々の敷地レベルにおいて緑化を進めるとともに、既存の樹木、緑地はできるかぎり保全し、潤いある市街地の景観を形成します

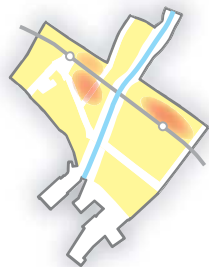
景観形成方針及び基準（建築物・工作物等）

● の項目は、催告の対象となります

その他一般地区では、対象となる建築物・工作物等のうち、大規模建築物・工作物および開発（以下、大規模等）と、それらに該当しないもの（以下、その他）を区別し、それぞれに対し、方針及び基準を設けています。

*1 大規模等とは、大規模建築物・工作物および開発で、周囲の景観に対する影響が少なからず発生すると考えられる建築物等や開発を対象とし、対象は以下の通りです。

- ・ 階数4以上または高さ15m以上の建築物および工作物、あるいは敷地面積1,000㎡以上の敷地内に建築される建築物および工作物
- ・ 開発許可の対象である開発区域面積が1,000㎡以上の開発行為



形態・意匠・色彩

〔大規模等〕

- 長大な壁面や大規模な印象を周囲に与えず、周囲と調和するよう形態・意匠での工夫を行う。
- 道路に面する低層部（1～3階）において、通りとしての景観がそろう場合には、意匠において連続性を感じさせる工夫を行う。
- 色彩は、全体として落ち着いた色を基調とし、周辺環境と調和させるよう配慮する *3

〔その他〕

- ・ 建築物では、周囲のまちなみと調和した形態・意匠での工夫を行い、色彩は全体として落ち着いた色を基調とし、周辺環境と調和させるように配慮する。 *4
- ・ 工作物では、周辺の景観への影響が少なくよう形態・意匠において工夫を行う。 *5
- ・ 色彩は、周辺環境と調和させるように配慮する

*2 周囲と調和する形態での工夫による大規模な印象の軽減、ベランダや窓などの意匠の工夫による突出感や違和感の軽減
*3 外壁等について、マンセル基準値を参照（規模等により基準が異なる）
*4 周囲の環境から突出した印象を与えないよう彩度・明度ともに配慮
*5 周囲に与える突出感や違和感を軽減

建築設備

〔大規模等〕

- ・ 配管設備等は道路等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫することとし、やむを得ない場合には建物全体と調和するよう形態・意匠を工夫する。
- ・ 高架水槽や冷却塔設備等はルーバー等で見えないよう修景措置を行ったり、公共空間から見えない位置に配置する。

〔その他〕

- ・ 建物に付随する施設設備は、周囲の景観へ配慮し、できる限り見えないよう工夫する。

素材

〔大規模等〕

- 外壁に使用する素材は、周辺景観に調和し、長期間に渡り良好な景観が維持できる素材を選択するよう配慮する。
- 光る素材を使用する場合は、周囲の景観への影響が少なくよう配慮し、建物全体での使用は避け、できる限り最小限の使用とする。

〔その他〕

- ・ 外壁に使用する素材は、周辺景観に調和し、長期間に渡り良好な景観が維持できる素材を選択するよう配慮する。

*6 ガラス、パネル等

対象地区

シンボルゾーン及び重点地区を除く、景観計画区域全域

重点エリア

対象地区

琴芝地区、宇部新川駅周辺地区、渡辺翁記念会館周辺地区

各地区における固有の景観や環境を大切にするとともに、魅力ある地域づくりのあり方について、住民・事業者と行政が一体となって、継続的な協議を行い、地区レベルでのきめ細やかな景観形成を図ることを目的とした地区です。

各地区の景観形成の方針や、より詳細な規制・誘導方針が定まった時点において、その内容を景観計画へ反映（重点地区として指定）するか、またはその他の手法（景観地区や地区計画等の指定）を適用します。

各地区の協議により景観形成方針や基準が定まるまでの間は、「その他一般地区」と同じ方針等を暫定適用します。



渡辺翁記念会館周辺地区については、国の重要文化財に指定されたことを受け、渡辺翁記念会館とその周辺の見え方に配慮した良好な景観の形成に向け、より積極的に協議を進めています。

色の基準（マンセル基準表）

F その他一般地区（大規模等のみ）

- ・ 外観の色彩のうち、外壁などの建物の大部分を占める部分の基調色は、下の表F-①とし、周辺環境と調和させるよう配慮する。
- ・ アクセントカラー（は低層部において少量の使用を基本とし、外観の印象を大きく変えないように配慮する。

表F-① 外壁等の基調色（大規模等）

色名	彩度	明度
赤(R系) 黄赤(YR系) 黄(Y系)	6以下	5以上
上記以外	2以下	7以上

その他

〔大規模等〕

- ・ 道路境界から後退して建物を建て空地を設ける場合や、建物入口を設ける場合には、歩道や道路との連続性や潤いある景観の創出となるように、舗装や植栽等による工夫を行う。
- ・ 建物に付属する駐車場はできる限り公共空間から見にくい場所に配置するよう努める。やむを得ない場合には、緑化を行うなど閑散とした印象を和らげ、潤いある景観の形成への工夫を行う。
- ・ 駐車場などの空地においては、道路からの見え方に配慮し、生け垣や緑化フェンスの設置や、敷地内での緑化ブロックの使用や樹木の植栽などによる緑化を行うことによる緑の創出に努め、潤いある景観の形成への工夫を行う。

〔その他〕

- ・ 道路境界から後退して建物を建て空地を設ける場合や、駐車場を配置する場合には、緑化ブロックの使用や生け垣や植栽等による緑の創出による潤いある景観の形成への工夫を行う。

届出等の対象となる行為／手続きの流れ

届出等の対象となる行為

届出の必要な行為

景観計画区域内において以下の〔１〕～〔３〕に該当する行為を行う場合には、行為に着手する**30日**以上前に、市の窓口への景観法に基づく届出が必要です。

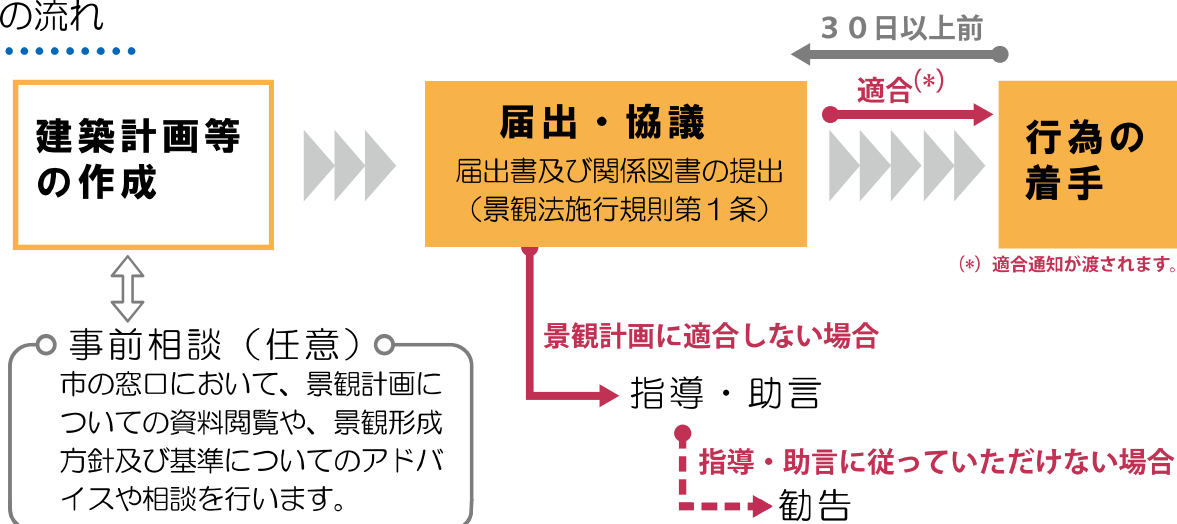
- 〔１〕建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観法第16条第1項第1号）
- 〔２〕工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観法第16条第1項第2号）
- 〔３〕都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（景観法第16条第1項第3号）

届出適用除外の行為

景観計画区域内において以下の行為を行う場合については、景観法に基づく届出の必要はありません。

- ・ 通常の管理行為、軽易な行為（景観法第16条第7項、景観法施行令第8条）
- ・ 地下に設ける建築物等の建設等や仮設の工作物（同上）
- ・ 整枝や自家の生活の用に充てるために必要な木材の伐採行為（同上） など

手続きの流れ



お問い合わせ

宇部市 都市計画課



〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
TEL: (0836) 34-8465 / FAX: (0836) 22-6049
E-mail: toshisei@city.ube.yamaguchi.jp